（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第七十二条　法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第九項の規定による総会への報告は、次に掲げる書類を示して行わなければならない。

一　子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

二　（略）

三　当該農業協同組合連合会及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）

四・五　（略）

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十五条　法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　法第十一条の六十六第八項（法第十一条の六十八第五項において準用する場合を含む。）の規定により定めるべき事項

三　（略）

第二百五条　法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）

(2)～(4)　（略）

ニ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）

(2)～(4)　（略）

ニ　（略）

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十八条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第九十七条第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第七十二条　法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書類を示して行わなければならない。

一　子会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

二　（略）

三　当該農業協同組合連合会及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書

四・五　（略）

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第百七十五条　法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　法第十一条の六十六第七項の規定により定めるべき事項

三　（略）

第二百五条　法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書

(2)～(4)　（略）

ニ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの

(1)　貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書

(2)～(4)　（略）

ニ　（略）

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十八条　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第九十七条第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）